

「知的財産推進計画2012」骨子に盛り込むべき事項 (コンテンツ強化関連)

平成24年3月13日
知的財産戦略本部
コンテンツ強化専門調査会

【情勢認識】

あらゆるものが国境を越えて行き交うボーダーレス化が本格的に進み、シームレスに世界がつながる「グローバル・ネットワーク時代」が到来している。

デジタル・ネットワークをはじめとする様々なチャネルで連結されたグローバルな市場競争が激化する中で、我が国は、グローバル・ネットワークの波による世界の変化を変革のチャンスとして積極的に捉え、東日本大震災・原発事故により影響を受けた日本製品・日本ブランドの信頼性の回復を含め、日本を元気にするコンテンツ総合戦略を実行し、コンテンツを巡る国際競争に勝ち抜かなければならない。

このため、知的財産推進計画2011を着実に実行するとともに、その成果の上に立って、コンテンツの世界展開を支えるデジタル・ネットワーク社会の基盤整備及びクールジャパンの推進を車の両輪として、相乗効果を高めながら、更なる戦略的展開を図っていく。

その際には、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律も踏まえ、コンテンツ強化に向けて予算や税制、規制緩和、行政手続の簡素化などの施策を総動員して、政府一体となって取り組むことが重要である。また、ITがコンテンツ振興の枠組みの変革を求める時代になっているとの認識をもって今後の施策を議論していく必要がある。

(コンテンツの世界展開を支えるデジタル・ネットワーク社会の基盤整備を進める。)

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、ボーダーレスな世界市場が誕

生する中で、電子書籍やクラウド型サービス、ソーシャルメディアといった新たなビジネスチャンスが生じている。また、スマートフォン、タブレット端末、スマートテレビといった新しい情報端末が次々に登場し、コンテンツのプラットフォーム間でのグローバルな競争が激化している。ＩＴは社会や生活を大きく変える可能性があり、情報通信機器やシステムの機能や形態が発展していく情勢を先取りして、日本発のより斬新なプラットフォームやサービスを生み出すための環境整備が求められている。我が国のコンテンツ産業にとっては、海外飛躍に向けた大きなチャンスであり、新ビジネス・新市場を創出し、生き残っていくための正念場でもある。

経済発展を遂げつつあるアジア諸国は、巨大なコンテンツ市場に成長する可能性を持っている。我が国は、この市場の健全な成長に寄与しつつ、日本のコンテンツをビジネスとして展開していかなければならない。このような状況の中で、我が国におけるコンテンツの創造という知的活動の源泉が枯渇しないよう、著作物の公正な利用の促進とともに著作権を適切に保護するための環境整備が求められている。また、アジアを始めとする諸国において、正規配信を阻害するインターネット上のコンテンツ侵害対策の強化を相手国の官民と協力・連携しつつ推進する必要がある。さらに、クラウド型サービスはビジネスや公共サービスのスタイルを変えつつあり、大きな発展が見込めるサービス分野である。日本発のクラウド型サービスを発展させるため、法的リスクを解消し、環境整備を図っていく必要がある。

デジタル化・ネットワーク化への対応は、通商政策上も大きな課題となつており、EPA（経済連携協定）や知的財産関係の国際機関における著作権制度を始めとする各種国際交渉において、国益を最大限に追求していくことが重要である。

また、利便性で将来の知的活動のスタイルを大きく変える可能性のある電子書籍や、知へのアクセスを容易にするデジタル・アーカイブは、過去の知的資産を活用し、コンテンツの新たな創造を導くための知のインフラであり、これらの普及促進に向けた取組を積極的に進めていかなければならない。

さらに、新しい情報端末の普及やクラウド型サービスの発展に伴い、映像を始めとするコンテンツの通信量が増大して、海外や移動通信での視聴に遅延やロスが生じるといった問題が指摘されている。国内から世界に向けたコンテンツの高速配信を達成する上で、コンテンツ流通を支える情報通信インフラの在り方の検討が大きな課題となっている。

デジタル化・ネットワーク化への対応の遅れは、コンテンツの海外展開にも深刻な影響を与えるものであり、今後、世界市場の中でビジネスチャンスを失わないよう、グローバル企業のエコシステムも参照しつつ、デジタル・ネットワーク社会において我が国がどの分野で勝っていくかを見極めつつ、環境整備を進める必要がある。

また、生まれた時からコンピュータやインターネットのある生活環境の中で育ってきたデジタルネイティブ世代の自由な発想と創造力を活かした活動を積極的にコンテンツの創造につなげていくことが重要である。

このため、著作権制度の整備を図るとともに、インターネット上のコンテンツ侵害対策への対応と同時に正規配信に向けた取組を進めていく。また、電子書籍の本格的な市場形成やコンテンツのアーカイブ化を図るとともに、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した新ビジネス・新市場の創出や人財育成のための環境整備を進めていく。これらの施策を進めるに当たっては、ネットワーク上のコンテンツ強化に向けて、政府が一体となった取組が不可欠であり、知的財産戦略本部とＩＴ戦略本部の適切な連携を図っていくことが重要である。

(クールジャパンを推進しソフトパワーを強化する。)

「グローバル・ネットワーク時代」が到来し、製品や情報が素早く世界に普及・伝播する時代だからこそ、個性豊かな文化の香りを届ける多様性に富んだコンテンツへの興味が世界中で格段に高まっている。

我が国のコンテンツや食、ファッションなども強い国際競争力を持つ優れた知的資産であり、長い歴史が培ってきた文化や歴史を背景に、諸外国の人々の心に訴える深みと豊かさを持っている。ストーリー性豊かな日本のアニメが諸外国で大人気を博すなど、クールジャパンに代表される日本の美意識や優れた文化的伝統は、世界で多くの共感を得ている。

クールジャパンとして世界にアピールできる日本文化の魅力そのものについて海外展開やインバウンド（海外から日本への観光やビジネスの誘致）を進め、我が国への興味、関心や憧れを涵養することは、関連産業の発展に限らず、官民のあらゆる対外活動における日本の存在感と発言力を増す強力なソフトパワーとなる。

また、クールジャパンの海外展開は、その存在価値の更なる認知につなが

るだけでなく、日本への憧れや関心を高め、コンテンツや食などの更なる需要拡大に加えて、最先端の日本の製品やサービスを始めとする大規模な需要を誘発し、日本の経済産業力の強化につながる可能性を有している。

このため、対象国のニーズや特色に応じて、クールジャパンの対象同士や、コンテンツと製品・サービスの融合、コンテンツをけん引役としたインバウンドの推進など、広くパッケージ化したクールジャパンの融合化戦略を通じて、アジアを始めとする海外への展開の突破口となる成功モデルを創出することが重要である。

これらの取組は、スピード感を持って、強力に海外へ浸透させていくことができるかどうかが成否を分ける。官民一体でのトップセールスを行うことを含め、対象国にとって影響力の大きいハイレベルでの働きかけが重要である。その際、製品やサービスの背景にあるものづくりの精神やおもてなしの気持ちをストーリーとして併せて発信することが効果的である。一方で、我が国には日本人自身が十分には気付いていないが、世界の人々を魅了することができるクールジャパンの素材が数多く眠っている。このため、クールジャパンの新分野の展開や、クールジャパンらしさの源流となる日本の匠の持つ優れた「わざ」やその美意識、こだわりを追求し、クールジャパンの拡充を進めていかなければならない。

以上の取組を関係府省が役割分担と連携を図りつつ、統一感をもって進め、官民一体となってクールジャパンの発掘・創造、発信、拡大及び基盤整備を含む好循環のサイクルをより大きくより早く回すことによって、クールジャパン戦略のステージアップを図っていく必要がある。

第1. コンテンツの世界展開を支えるデジタル・ネットワーク社会の基盤整備を進める。

1. デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度の整備及びコンテンツ侵害への対応の強化

【施策例】(注：以下、「短期」とは1～2年、「中期」とは3～4年で実施する事項である。)

(社会経済の変化に柔軟に対応した著作権制度の整備)

- ・デジタル化・ネットワーク化の進展に機敏に対応するとともに、知的財産の保護・活用に関する国際的な交渉の状況を踏まえつつ、著作権保護期間の延長、間接侵害に係る差止請求範囲の明確化、私的録音録画補償金制度の見直しを含め、著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(短期・中期) (文部科学省)

(インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の総合的推進)

- ・コンテンツ侵害対策を強化するため、CODA(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)を始めとした対応を通じて、侵害発生国におけるエンフォースメントの一層の強化や、海外サーバ上の侵害コンテンツに対する迅速な削除の取組を進める。(短期・中期) (経済産業省、総務省)
- ・著作権侵害発生国において、インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の普及促進を一体的に行うCODAを始めとしたマッチングの取組を支援する。(短期・中期) (経済産業省)
- ・2011年に実施したプロバイダ責任制限法の検証結果に基づく省令改正やガイドライン改定の内容について、関係者への周知を図るとともに、これらの取組後のコンテンツ侵害の状況を注視することを含め、インターネットサービスプロバイダ(ISP)や権利者団体によるコンテンツ侵害対策に関する継続的な取組を進める。(短期・中期) (総務省)

2. 電子書籍の本格的な市場形成及びコンテンツのアーカイブ化の推進

【施策例】

(電子書籍の本格的な市場形成)

- ・電子書籍の流通促進と出版物に係る権利侵害への対応を図るため、「出版者への権利付与」に関し、電子書籍市場に与える影響や法制面における課題について検証・検討し、必要な措置を実施する。(短期) (文部科学省)
- ・オープン型電子出版環境を実現するため、電子書籍交換フォーマットの標準化や国内外での普及促進を図る。また、閲覧フォーマットとして日本語への拡張仕様を採用したE P U B 3 . 0 の我が国への普及促進を進める。(短期・中期) (総務省、経済産業省)
- ・ボーンデジタルを含む電子書籍市場の基盤形成を図るため、民間事業者による協同の取組に対する支援を通じて、著作物のデジタル化やコンテンツ流通を促進する。(短期・中期) (総務省、経済産業省)
- ・デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の更なる推進に向けて、2010年6月の総務省、文部科学省、経済産業省による3省共同懇談会報告後の成果やその後の国内外の動向を踏まえた新たな課題と工程を整理・検討する。(短期) (総務省、文部科学省、経済産業省)

また、上記の整理・検討結果を踏まえて、必要な措置を実施する。(中期) (総務省、文部科学省、経済産業省)

(コンテンツのアーカイブ化とその活用促進)

- ・国立国会図書館のデジタル化資料について、公立図書館などへの配信のための著作権制度上の措置を行うとともに、家庭などへの配信に向けた著作権処理の促進に当たり課題となる事項の整理などをを行うための事業を実施し、所要の措置を講ずる。(短期) (文部科学省)
- ・散逸・劣化の危険性の高い作品の保存に資するよう、ゲーム、マンガをはじめとするメディア芸術作品の所在情報データベースを整備するとともに、デジタル・アーカイブ化を推進する。(短期・中期) (文部科学省)
- ・デジタル・アーカイブの一元的な活用を促進するため、アーカイブに関する博物館、図書館及び公文書館の連携の取組を進めるとともに、東日本大震災のデジタル・データを一元的に検索・利用できるポータルサイトを構築する。(短期) (総務省)
- ・NHKオンデマンドサービスを含むNHKの番組資産の活用を一層促進するとともに、財団法人放送番組センターなどを通じた民間の放送番組のアーカイブの拡充・活用に向けた取組を支援する。(短期・中期) (総務省)

3. 新ビジネス・新市場の創出及び人財育成のための環境の整備

【施策例】

(コンテンツ流通を支える情報通信インフラの整備)

- ・コンテンツ事業者が日本から世界に向けてコンテンツを高速配信するための課題や情報通信インフラについて遅延といった課題を利用者側の視点に立って見据え、コンテンツ事業者の意見を聴きつつ、情報通信インフラの整備の在り方を検討する。(短期) (総務省)

(クラウド型サービスのための環境整備)

- ・クラウド型サービスの環境整備については、スマートフォンやタブレット端末といった複数の情報端末での同一コンテンツの利用が進んでいることも踏まえ、新ビジネス・新市場の創出の観点を含め、著作権制度上の私的複製や間接侵害の範囲の明確化とも関連した法的リスクの解消を含む課題の整理・検討を行い、必要な措置を実施する。(短期) (文部科学省、総務省)

(インターネットによる海外配信の円滑化)

- ・インターネットを通じたコンテンツの海外配信を促進するため、放送コンテンツの海外展開における権利処理に関するガイドラインの普及啓発や権利処理一元化の更なる促進に向けた実証実験を進める。(短期) (総務省)

(プラットフォームの環境整備)

- ・テレビ放送の視聴に加え、インターネットを経由した双方向の映像視聴や各種サービス・アプリケーションの利用が可能となる、いわゆるスマートテレビに関して、実証実験などを通じ、我が国が先行して主導的な役割を担える領域を中心に技術規格を標準化し、国内外への普及を促進する。(短期・中期) (総務省)
- ・スマートフォンや電子書籍端末といった新しい情報端末を用いて利用するコンテンツの供給や流通に関する競争政策上の問題点について、関係事業者との意見交換やヒアリングを行い、情報収集に努めるとともに、引き続き競争の実態を注視する。(短期・中期) (公正取引委員会)

(教育の情報化の推進)

- ・児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開を目指し、義務教育段階における実証研究を促進する。(短期・中期) (文部科学省、総務省)
- ・2011年度から順次実施される新しい学習指導要領に基づき、学校教育における情報モラル教育(情報社会で適切に活動するための基となる考え方や態度を身に付けるための教育)や、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動に関する取組を推進する。(短期・中期) (文部科学省)

(IT人財の育成)

- ・情報技術を活用して社会の具体的な課題を解決できる人財を育成するため、大学や産業界による全国的なネットワークを形成し、実際の課題に基づく課題解決型学習を含む実践的な教育を推進する。(短期・中期) (文部科学省、総務省)

第2. クールジャパンを推進しソフトパワーを強化する。

1. クールジャパンのグローバルな発信

【施策例】

(官民を挙げた海外展開の成功事例の創出)

- ・中国、インド、インドネシアを始め、市場規模の拡大が期待されるアジア諸国を中心に、アニメや映画など海外展開を図るべきコンテンツ分野のターゲットを絞り、市場開拓のモデルとして、コンテンツ産業と消費財産業などの融合による海外展開の取組を推進する。(短期) (経済産業省、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

(日本のソフトパワーの認知向上のためのコンテンツ海外展開)

- ・海外における日本のソフトパワーの認知向上のため、海外放送メディアなどの活用により、日本の文化、スポーツ、製品を含め、日本の魅力が詰まった映像コンテンツを製作し、発信する取組を支援すると同時に、権利処理の円滑化によって、インターネットを通じて海外から視聴できる仕組みを構築する。(短期) (総務省、経済産業省)
- ・日本コンテンツの英語版やアジア言語版について、翻訳コストの負担軽減や、国際共同製作の機会の創出などへの支援を通じて、日本の文化発信や対日イメージの向上を目指したローカライズを進める。(短期) (総務省、文部科学省、経済産業省)

(国内外のイベントなどを活用したクールジャパンの発信)

- ・ロンドンオリンピック、各国との周年事業といった国際イベントや観光分野のダボス会議と称されるW T T Cグローバルサミットといった国内で開催される国際会議を含むイベントを活用するとともに、クールジャパンに関する情報を発信するポータルサイトにより、クールジャパンの積極的な発信に取り組む。(短期・中期) (内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

2. クールジャパンの人気の拡大・定着

【施策例】

(インバウンドの推進)

- ・日本へのインバウンドの推進のため、ワンストップで海外からのロケ撮影隊を支援する窓口主体の活動を支援する。また、海外向けの総合案内冊子の普及やポータルサイトの活用といった国内へのロケ撮影の誘致促進のため、外国語での情報発信を推進する。(短期・中期) (経済産業省、文部科学省、国土交通省)
- ・アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造を目指す「札幌コンテンツ特区」について、ロケ撮影誘致を促進するモデルとして、拠点形成に向けた重点的な取組を推進するため、規制の特例措置を含む特区構想の実現に向けた支援策を検討し、必要な措置を講じる。(短期・中期) (内閣官房)
- ・国内外の優れたクリエーターの受入れや海外コンテンツ事業者の誘致により、コンテンツの創造拠点を整備することや、日本の優れた文化や伝統とコンテンツを融合してコンテンツ産業の振興を図るといった新たなコンテンツ特区の形成に向けた取組を支援する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)
- ・我が国を舞台にした映像制作の拡大を目指し、各地のフィルムコミッショングと連携してロケ地の誘致を促進する地域の取組を支援する。また、国内でロケ撮影を行う国際共同製作に対してインセンティブを付与する仕組みを検討する。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省、国土交通省)

(地理的表示保護制度の導入)

- ・我が国の高品質な農林水産物・食品に係る地理的表示(G I)の保護制度を導入し、ブランドイメージを保護するとともに、輸出促進を図る。(短期・中期) (農林水産省、経済産業省、財務省)

(海賊版・模倣品対策によるブランドの保護)

- ・ブランドの価値を国際的に保護するため、ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)の早期締結・発効に向けて準備を進めるとともに、アジアを始めとする諸外国に対しACTAへの参加拡大を促す。(短期・中期) (外務省、経済産業省、文部科学省、総務省、法務省、財務省)
- ・海賊版・模倣品の防止に向けて、アジアをはじめとする諸外国の知的財産関係者が討議を行う海賊版・模倣品対策に関する会議及びセミナーを

国内外で開催する。（短期・中期）（外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）

- ・新興国の産業財産権制度や模倣対策セミナーなどの充実を図り、中小企業のグローバル展開、販路拡大に向けた取組を強化する。（短期）（経済産業省）
- ・我が国の農林水産物・食品の高い評価に便乗した模倣品などの増加に対応するため、これらの情報把握及び共同対応を行う農林水産知的財産保護コンソーシアムの取組を支援する。（短期・中期）（農林水産省）

（クールジャパンの拠点形成）

- ・日本、中国及び韓国の3か国内で、毎年「東アジア芸術創造都市」（仮称）を定め、文化人や芸術家の参加により、地域振興、クリエイティブ産業育成、観光振興といった観点も含めて文化・芸術活動を集中的に実施し、対外発信するプロジェクトを推進する。（短期・中期）（文部科学省）
- ・国内外のアーティスト、デザイナーといったクリエイティブな人財が集まるクリエイティブ・シティにおける活動や、外国人芸術家を招へいした国内拠点であるアーティスト・イン・レジデンス事業を通じて、国内の創作活動の拠点を形成する。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）

3. クールジャパンらしさを追求した新たな発掘・創造の推進

【施策例】

（世界市場を狙うコンテンツの企画開発）

- ・コンテンツの海外展開を支援するANEW（株式会社 All Nippon Entertainment Works）を通じて、映画や放送番組を始めとする、世界市場を狙うコンテンツの企画開発を促進することにより、海外展開の成功事例の創出を加速する。（短期・中期）（経済産業省）
- ・国際映像見本市や国際映画祭を始めとするクールジャパンの国際見本市の国内開催を推進し、日本が誇る技術力や企画力のマッチングを図ることで、日本コンテンツの海外展開を推進する。（短期・中期）（総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省）

（クールジャパンの新分野展開及びブランド化）

- ・日本製品の優れたインダストリアルデザインや、日本らしさを表現した建築デザインを始めとする産業上のデザインの情報発信を強化しつつ、世界に向けてクールジャパンとして打ち出していくための取組を推進する。(短期・中期) (内閣官房、経済産業省、国土交通省)
- ・日本国内の隠れたクールジャパンを集めブランド化し、中小企業をはじめとする海外販路を開拓する取組を支援する。(短期・中期) (農林水産省、経済産業省、国土交通省)
- ・国民から広くクールジャパンに関する新しいアイデアを募集したり、スマートフォンやタブレット端末などの新しい情報端末を観光に活用するといったビジネスの創出につなげる取組を促進する。(短期) (経済産業省、国土交通省)

(クールジャパンらしさの源流の発掘)

- ・クールジャパンらしさの源流となる日本の匠の持つ優れたものづくりの「わざ」を多面的な知識の集積として捉え、情報の保護に留意しつつ、暗黙知を形式知に見える化することや、技術・技法を記録・活用することにより、保存や伝承、普及を促進する。(短期・中期) (農林水産省、経済産業省)

4. クールジャパンの基盤の整備

【施策例】

(官民一体となった連携体制の整備)

- ・海外に根強く存在する日本コンテンツや產品のファンとも連携しつつ、在外公館を中心に、現地関係機関や民間が連携して、海外でのクールジャパンに関する情報の国内へのフィードバックを含め、クールジャパンに関する活動の支援を行うための体制を整備する。(短期・中期) (外務省、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

(コンテンツや食に関する諸外国の規制緩和・撤廃)

- ・二国間や多国間の協議・交渉において、映画・放送番組といったコンテンツや食に関する規制を文化・産業面での大きな参入障壁として捉え、協議・交渉全体の中で、規制の緩和・撤廃を優先度の高い課題として取り上げ、強力に働きかける。(短期・中期) (外務省、経済産業省、総務

省、文部科学省、農林水産省)

(クリエーターの裾野拡大)

- ・クリエーターによる学校訪問を通じて、児童生徒の頃からメディア芸術を含めた様々な芸術文化表現を体験することにより、コミュニケーション能力や作品の真の価値を見極める能力を涵養する。(短期・中期) (文部科学省)
- ・クールジャパンを支える人財の裾野を拡大する観点から、子どもたちが様々な表現手法を通じてクールジャパンを体験するワークショップの開催を進める。(短期・中期) (文部科学省)
- ・2011年度から順次実施される新しい学習指導要領に基づき、学校教育における創造活動や知財教育を実施する。(短期・中期) (文部科学省)

(クールジャパン人財の育成)

- ・大学において、留学生を含む学生が知的財産を正しく理解し、創造性の育成と知的財産を尊重する態度を身に付けることができるよう、各大学の自主的な取組を促進する。また、学生交流の枠組を活用し、日本人学生が留学先の国において、日本語指導支援や日本文化の紹介活動を行う取組の促進を図る。(短期・中期) (文部科学省)
- ・クリエーターの在外研修制度や、専修学校、大学及び業界団体による产学連携コンソーシアムを活用して、グローバルに活躍するプロデューサーを始めとする専門人財の育成強化を図る。(短期・中期) (文部科学省)
- ・ミュージアムによる教育普及活動を推進するため、ミュージアム・エデュケーターを始めとするミュージアムの人財育成に取り組む。(短期・中期) (文部科学省)
- ・コンテンツの海外展開を支援するANEWの事業展開を通じて、コンテンツのグローバル展開に精通した弁護士を含む専門人財の育成を図り、国際的な交渉を進めるためのノウハウの蓄積を図る。(短期・中期) (経済産業省)